NIKKEI BUSINESS DAILY FORUM
日経産業新聞
フォーラム2015

電子契約が切り拓く日本経済の新たな地平

～電子帳簿保存法の規制緩和で進む、バックオフィスのIT化～

いまやほとんどのビジネス文書がデジタル化されているにもかかわらず、2者間の契約書のように、紙で作ったものが正式とされる慣行が依然残る。いわば後進国に当たる日本が電子契約元年を迎えるには何が必要か。電子帳簿保存法の規制が今年緩和されるのを機に、日経産業新聞フォーラム2015では、「電子契約が切り拓く日本経済の新たな地平」を開催した。

電子契約元年へ飛躍の条件

基調講演　電子契約の導入、文書電子化においての法的要件と規制緩和の要点

SKJ総合税理士事務所　所長・税理士　袖山 喜久造氏

規制緩和は企業に様々なメリット

電子帳簿保存法が10年ぶりに改正され、3月31日に公布された。今回の改正では、国税関係書類のスキャナー保存に関して大幅な規制緩和が実現した。

これまでは記載金額3万円以上の契約書や領収書は紙保存しかできなかったが、この金額基準が撤廃された。すべての取引関係書類がスキャナー保存の対象となったことで、電子化が促進されると思われる。

また、これまではスキャナーで読み取る際に、電子署名とタイムスタンプの両方が必要とされていたが、電子署名が不要となる。業務処理後にスキャナー保存をする場合、関連する帳簿のデータ保存の承認要件も撤廃された。

ただし、当該国税関係書類の作成・受領から記録事項の入力までの各事務について、適正な実施を確保するための規定を設けて運用することが、新しく要件として付け加えられた。このため、作業手順やチェック体制の整備が必要となる。

改正電子帳簿保存法は9月30日以降の申請に適用される。それ以前だと、旧法が適用されてしまうので注意してほしい。

一方、インターネットを介した電子契約やEDI（電子データ交換）取引などの場合は、最初からデータでの保存が義務づけられているので、税務署へ申請する必要はない。保存期間は7年。繰越欠損金の控除を利用する法人は、最長10年となっている。

電子契約はサーバーで取引が一元管理できるので、統制が取りやすく、書類の紛失や作成漏れもない。

国税庁は、内部統制が取れていて適正に申告している企業に対しては調査頻度を減らして、その分の人員をハイリスク分野に振り向けようとしている。企業は電子契約の仕組みを使って内部統制の取れた取引を推進することが望ましい。

基調講演　電子契約と日本経済の活性化　電子契約は安信簡（あんしんかん）なターボエンジン!!

日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）常務理事　小林 正彦氏

使いやすい電子証明書が普及促す

ビジネス文書に限れば、日本は電子化後進国である。大半の文書がワードやエクセルで作成されるのに、それを打ち出した紙が正式なものとして扱われる。その典型が2者間の合意文書である契約書だ。このほか、発注書や見積書、請求書などの取引文書がある。

2001年に電子署名法が施行され、本人の電子署名があれば電子文書に法的証拠性が与えられた。電子契約にすれば印紙が不要となる。年間数千万円、あるいは数億円の印紙代を削減した企業もあるが、これらは上場企業の中でもごくわずかな事例にすぎない。

企業にとって大きなメリットがあるにもかかわらず、電子契約の普及が遅々として進まなかったのはなぜか。電子契約では改ざん防止と作成者保証のために、電子証明書による署名が不可欠となる。ところが、最近までは使いやすい電子証明書が提供されてこなかったのである。

そこでJIPDECは入手が容易で、有効性が確認しやすく安価な電子証明書を開発した。組織内個人を認証できるサイバーID証明書「JCAN」ができたことにより、電子証明書の発行と電子契約の締結、保管をトータルにサポートするサービスも登場した。

電子契約は昨年から急速に普及し始めている。契約の電子化が進めば、取引関連文書の電子化が促進され、ビジネス文書全体のデジタルエビデンス化への道が切り開ける。ビジネス文書の電子化は社会経済活動を次のステージへ誘い、日本経済の活性化につながる。

電子契約の本来のメリットは業務の効率化とコンプライアンスの確保にある。我々はサイバー空間の安信簡（「安心・安全」「信頼・信用」「簡単・簡便」）を向上させる活動を通じ、電子取引の普及に今後とも努めていく。

事例講演　レオパレスはなぜ電子契約を導入したか

レオパレス21　賃貸事業部 東日本第2法人部 営業部長　平井 康一氏

取引先にも好評、電子化利用進む

不動産業界は書面による手続きが非常に多い。顧客満足度の向上とビジネスの拡大に向け、ペーパーレス化の推進が当社の重要なテーマとなっていた。ただし、契約書原本そのものを電子化できなければ、最終的には紙のやりとりと保管が残ってしまう。

いくつものサービスの中で、電子契約に大きな可能性があると考え、法令面も含めて検討した。その結果、ペーパーレス化のみならず、取引先の手続き時間の短縮やコストの削減や業務の効率化など、様々なメリットがあると判断し、新日鉄住金ソリューションズの電子契約サービスを採用、法人向け賃貸借契約の電子化に取り組むことになった。

当社のニーズに合わせてカスタマイズする一方で、取引先にヒアリングしながら、全国の拠点で説明会を実施した。基本合意書を締結して各種必要書類の準備を進め、「Leo－sign（レオサイン）」、今年からサービスの運用を開始した。

Leo－signでは、見積もり内容の確認、申し込み、契約書の確認、社内の稟議（りんぎ）、押印手続き、契約成立の連絡、契約書の保管に至る一連の業務プロセスを電子契約によって実施することができる。

従来はプロセスごとに郵送やファクス送付のやりとりがあり、長い場合には1週間程度かかることもあったが、今は全てのプロセスを1日で行うことも可能になった。決裁者が出張中であっても、出先でパソコンから署名できる。また、契約書はクラウドサーバーに保管されているため、事務所内に保管場所を確保する必要もなくなった。

電子契約は取引先にも好評で、順調に利用が進んでいる。今後、他のサービスでの適応展開も視野に入れ検討し、さらに用途を拡大していく予定だ。

プレゼンテーション　流通、建設、IT業界での購買業務の効率化を実現した電子契約の事例

新日鉄住金ソリューションズ ITインフラソリューション事業本部　米国公認会計士　斎木 康二氏

コスト削減や業務効率化など実現

電子契約とは、電子署名をつけたPDFファイルをネット経由で交換することである。押印された紙文書をやりとりしていた従来の契約業務に比べ、3つの大きなメリットがある。

1つは圧倒的なコスト削減。印紙代や切手代が全くかからないため、事業規模によっては年間数千万円のコストダウンになる。

2つ目は業務の効率化。書面契約の場合は書類を作成してから印刷や押印、封入、発送などの作業工程が発生するが、電子契約ではこれらの工程が短縮される。取引先でも同様に作業効率が向上するので、契約業務全体で大幅なスピードアップが図れることになる。例えば、注文書を発送して請け書が戻ってくるのに通常1～2週間かかるところ、早ければその日のうちに受け取ることも可能だ。

3つ目はコンプライアンスの強化である。取引先と交わす書類はサーバー上で長期間保管されるので、いつどのような契約を交わしたのかが共有され、契約の見える化が実現する。バックアップをとったファイルも原本性が保証されるため、事業継続計画（BCP）対策としても有効だ。

当社の電子契約サービス、CONTRACTHUB（コントラクトハブ）は操作も簡単だ。作成書類をサーバーに登録したら、署名実行ボタンを押すだけ。相手先にはURLが記載された登録通知メールが自動送信される。先方がURLからサーバーにアクセスして内容を確認し、署名を実行すれば契約完了である。

物品売買や請負、準委任など、多くの取引で電子契約サービスが活用できる。ウェブブラウザーを使って簡単に利用することができ、低コストで始められる。コスト削減、業務の効率化、コンプライアンス強化に役立てていただきたい。

パネルディスカッション

●パネリスト

- JIPDEC 安信簡情報環境推進部 事業推進室　室長　大泰司（おおたいし） 章 氏
- SKJ総合税理士事務所 所長・税理士　袖山喜久造 氏
- 五番町法律事務所　弁護士　宮内 宏 氏
- 新日鉄住金ソリューションズ ITインフラソリューション事業本部　米国公認会計士　斎木 康二 氏

●モデレーター

- アマノビジネスソリューションズ TBP事業推進部　部長　森口 亜紀 氏

森口氏（モデレーター）

宮内氏

大泰司氏

マイナンバー機に拍車　大泰司氏

企業取引の公正化に寄与　袖山氏

電子署名は高い証拠能力　宮内氏

今後5年で一気に広がる　斎木氏

様々な面で基盤整備進む　森口氏

森口　電子契約は、専用の仕組みを持つEDIとどう違うのか。

大泰司　電子契約は、主に、電子署名とタイムスタンプを打ったPDF文書をサーバー上でやりとりする。パソコンとブラウザーさえあれば簡単に導入でき、EDIのように専用のシステムを入れる必要はない。今までの業務の流れを変えることもなく、書面にハンコを押すようなイメージで電子署名ができるので、押印文化が定着している日本でもなじみやすい。

森口　法的な有効性についてはどうか。

宮内　電子契約にすると、文書の一覧性や検索性、透明性が高まり、コンプライアンスの強化につながる。電子署名の仕組み上、内容を書き直すと改ざん検出ができる。つまり、電子署名があれば、民事訴訟でも高い証拠力を持つということだ。偽造が可能なハンコに比べ、技術的な側面から見たら、電子署名のほうがずっと安全だといえる。また、タイムスタンプがあれば文書の内容と成立時期を証明できるので、これも証拠力に大きく寄与する。

森口　タイムスタンプで正確な日時をつけると、契約書の作成日がずれたときにバックデートができなくなるといわれることがある。税法上、問題はないか。

袖山　法人税法には契約書に必ず作成した日を記載しなくてはならない、と規定されているわけではない。ヒト、モノ、カネの流れがあって、実際に契約書に記載された契約内容が契約日に開始されていると判断できるのであれば、タイムスタンプの日付と契約日付が違っていても問題はない。ただそれが故意に行われた場合、決算期をまたいでいれば、所得金額に影響し、利益調整に当たるので注意が必要である。

森口　契約には相手がある。電子契約を始めるに当たっては取引先を説得しなければならない。

斎木　取引先が電子契約に応じてくれるかどうかを心配される企業は多い。導入しやすいのは購買契約だ。どんなに小さな会社でもインターネットはできる。実際にやってみると便利なことがわかるので、スムーズに導入できる。難しいのは販売側の契約だ。「うちだけ注文書を電子化してくれ」とほいいにくい。その場合は親会社と子会社間、または大口の取引先から始めてみるのがいい。取引が多ければ、相手先にもその分メリットが出る。

森口　電子帳簿保存法の規制緩和による電子化促進の流れは、電子契約の普及にとっても弾みになる。今後、どう展開するか。

大泰司　10月からマイナンバー制度が始まる。法人番号カードには公的個人認証がついているため、今までB2Bだけだった電子取引がB2Cにも拡大すると思われる。紙を電子にすることによって透明性が高まり、企業のコンプライアンスは強化される。電子契約が取引公正化に寄与すると期待している。

宮内　国内でも海外でも訴訟においては書類の電子的管理が求められるようになってきた。そういう観点からも電子契約を推進することが重要だと考える。また、ハンコに実印と認め印があるように、電子証明書も、TPOに合わせて適切なコストと安全性のものを選べるようにしたほうがいいのではないだろうか。

斎木　eメールが普及した今、以前のようにすべてを紙でやりとりしようと思う人はいない。電子契約を体験すると、誰もがその便利さに驚く。7～8割も作業が減ることもあるのだから、元にはもどれない。電子契約もeメールのように5年くらいで一気に広がるのではないか。

森口　ディスカッションを通じ、法的、技術的、コストなどの面で電子契約を巡る基盤が整ってきていると感じた。グローバルでは、電子契約の流れは待ったなし、という状況だ。関係各方面がこの先も道を切り開いていくべきだろう。

袖山　マイナンバー制度の個人番号カードには公的個人認証がついているため、今までB2Bだけだった電子取引がB2Cにも拡大すると思われる。紙を電子にすることによって透明性が高まり、企業のコンプライアンスは強化される。電子契約が取引公正化に寄与すると期待している。

宮内　国内でも海外でも訴訟においては書類の電子的管理が求められるようになってきた。そういう観点からも電子契約を推進することが重要だと考える。また、ハンコに実印と認め印があるように、電子証明書も、TPOに合わせて適切なコストと安全性のものを選べるようにしたほうがいいのではないだろうか。

斎木　eメールが普及した今、以前のようにすべてを紙でやりとりしようと思う人はいない。電子契約を体験すると、誰もがその便利さに驚く。7～8割も作業が減ることもあるのだから、元にはもどれない。電子契約もeメールのように5年くらいで一気に広がるのではないか。

森口　ディスカッションを通じ、法的、技術的、コストなどの面で電子契約を巡る基盤が整ってきていると感じた。グローバルでは、電子契約の流れは待ったなし、という状況だ。関係各方面がこの先も道を切り開いていくべきだろう。

広告
企画・制作
日本経済新聞社
クロスメディア営業局

協賛：NS Solutions